

社会福祉法人東温市社会福祉協議会

第3期一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和元年11月1日から令和6年10月31日までの5年間

2.内容

目標1：法を上回る取組として、子の看護休暇が中学校就学の始期に達するまで取得可能であること、有給であることを職員に周知し、制度利用を促進する。

(対策)

- 令和元年11月～ 子の看護休暇制度の周知徹底。
- 令和2年 1月～ 制度を利用した職員から、今後利用を検討している職員に助言をし、積極的な制度活用を促す。

目標2：本人および家族の誕生日、結婚記念日等に合わせ、2か月に最低1日間は年次有給休暇を取得することで年次有給休暇一人平均年間10日以上を取得する。

(対策)

- 令和元年11月～ 職員の具体的なニーズ調査。
- 令和2年 4月～ 部署ごとに応援体制を確認し、積極的な取得を促す。